

環境局発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約除く)令和4年度(第4四半期)

| No. | 案件名称 | 物品種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|-----------------------|-------|------------------|--------------|-----------|-----------------------|---------------------------------------|-----|
| 1 | 中部環境事業センター出張所非常用発電機修繕 | 産業用機器 | ヤンマーエネルギーシステム(株) | 1,951,400円 | 令和5年2月22日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3 | — |
| 2 | 東部環境事業センター粗目除じん機修繕 | 産業用機器 | (株)丸島アクアシテム | 1,155,000円 | 令和5年2月22日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3 | — |

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター出張所非常用発電機修繕

2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム（株）

3 随意契約理由

本修繕は、中部環境事業センター出張所に設置された非常用発電機について各所の経年劣化により動作不良をおこしていることから修繕を行うものである。

当該施設の非常用発電機は、非常時に停電となった際に防災設備への電源供給するための装置であり、当該発電機はヤンマーディーゼル（株）が設計製作したもので、修繕を行うにあたっては 当該発電機のシステム構成を熟知し、適切な点検、測定、調整を行うとともに、整備に伴う分解及び再組立を製作会社が保有する製作当初の設計に基づいた独自の専門技術により行い、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫して責任と性能を持たせる必要がある。

本業務ができる当該発電機の製造者業者であるヤンマーディーゼル（株（現ヤンマー（株））から当該発電機にかかる事業について移管をされたヤンマーエネルギーシステム（株）のみである。

以上のことから、ヤンマーエネルギーシステム（株）と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

東部環境事業センター 粗目除じん機修繕

2 契約の相手方

(株) 丸島アクアシステム

3 随意契約理由

本修繕は、東部環境事業センターの排水処理設備の粗目除じん機について動作に不具合が生じていることから修繕を行うものである。

本設備は、ごみ収集車を洗車場で洗浄したときに発生する排水を下水道に放流する際に、雑物などを分離・除去し下水道法による水質規制値を順守するための設備であり、(株) 丸島アクアシステムが独自の技術により設計・製造したものである。

本修繕の実施にあたっては、当該設備機器を正常な状態に復旧する必要があることから、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を設計・製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫して責任と性能を持たせる必要がある。

以上のことから、当該設備機器の製造者である(株) 丸島アクアシステムと随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3376)